

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870352

研究課題名(和文)ルクセンブルクにおける移民の言語的人権への配慮と言語教育政策

研究課題名(英文) Education policy of language and making consideration to the linguistic human rights for immigrants in Luxembourg

研究代表者

小川 敦(Ogawa, Atsushi)

大阪大学・言語文化研究科(言語文化専攻)・准教授

研究者番号：00622482

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：ルクセンブルクの初等教育では、ドイツ語が媒介言語として用いられることになっているが、本研究では、支援学級などではコミュニケーションツールとしてフランス語や土着のルクセンブルク語やが使われることや、場合によっては通常授業でも非公式ながらフランス語が用いられるなど、現場で個々に対応している様子が明らかになった。また、移民支援団体の活動が移民の子供たちの母語継承や自尊心を養うのに役立っているだけでなく、ドイツ語の習得にも重要な役割を担っていることがわかった。一方、統計データからは、このような支援現場での努力が、社会経済的な格差の縮小にはまだ結びついていないことがわかっていてる。

研究成果の概要(英文)：For the elementary education in Luxembourg, German is used as a medium language. This study exemplified the individualized supports in education that, for example, French and indigenous Luxembourgish were employed as communication tools in special classrooms, and that French were unofficially needed in regular classes for some situations. In addition, the study revealed that the activities of immigrant-support groups were not only useful for the inheritance of the native languages and fostering of the self-esteem but played an important role in learning German among the immigrant children. On the other hand, the statistical data indicated that these struggles in education have not linked to shrinking socioeconomic inequality between the population stratified by some variables including usable language and home background of education yet.

研究分野：社会言語学

キーワード：言語的人権 識字教育 言語政策 移民

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツ語圏とフランス語圏に囲まれた多言語社会・多言語国家ルクセンブルクでは、初等教育においてルクセンブルク人や外国人など、生徒の背景に関わりなくまずはドイツ語によって識字を行い、その上でフランス語を身につけるといった教育システムを採用している。現在、人口約50万人の43%を占める、ポルトガル人を中心とする外国人の増加を背景に、この教育制度は現状に徐々にそぐわなくなっていることが指摘されている。移民の子弟、とりわけドイツ語やルクセンブルク語のようなゲルマン語を母語としない子弟の多くが、ドイツ語教育によって躓き、社会的な下層に追いやられていることが指摘される。

現在、ロマンス語系移民やフランス語圏からの越境通勤者の増大により、日常生活はフランス語一言語で営むことができる。一方、ドイツ語は公用語の一つでありながら、日常生活では徐々に周辺化されつつある。そのため、移民の社会的平等の実現のためにフランス語による識字の選択肢を主張する研究者もいる。しかし、ルクセンブルク政府は国家の方針として、ドイツ語による識字、その上でのフランス語の徹底的な習得という言語教育制度を変更しておらず、現行制度の中での支援を行うという方針である。

## 2. 研究の目的

現在、ルクセンブルク政府は国内の共通語として土着の言語であるルクセンブルク語によって社会統合を行うことを目指す一方で、欧州の目指す複言語・複文化主義(plurilingualism・-culturalism)を最先端で実施する国家を自任しており、フランス語、ドイツ語の運用能力に基づく多言語主義をさらなる武器にしようとしている。この方針のもとで、ルクセンブルク政府や教育現場は、どのようにして移民の言語圏(言語的人権)を守りつつ、社会統合や社会参加への道を開こうとしているのだろうか。

本研究は、言語に関する権利の中でも、公用語であるドイツ語を学ぶ権利の一環としての独仏語教育に関する現場および政策レベルでの工夫や実践を明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究では、3年間の研究機関で次の項目について調査を行う。すべての項目において共通するのは、移民の子弟の権利、ルクセンブルク社会で不利な立場に置かれないための言語的な人権を確保するための工夫や実践を明らかにすることである。毎年1度はルクセンブルクの関係部署でインタビューや調査を行うとともに、ルクセンブルク国立図書館や文書館において資料の入手・分析を行う。

### (1) 教育省による言語教育政策の研究

教育省が印刷メディアやウェブ上で公開している情報とともに、初等教育における言語教育の担当者にインタビュー調査を行う。具体的には、移民の子弟のドイツ語、さらにフランス語教育を円滑に進めるための行政側からの配慮、指導要領の持つ意図、教育省の発行するドイツ語やフランス語の教科書における外国人子弟が学びやすくするための仕掛けや工夫、他者との違いを認め合うような複文化能力(Pluriculturalism)の育成のための工夫などについてである。

### (2) 現場の実践、および教員の意識

小学校や中学校・高校の授業見学を行い、さらに教員にインタビュー調査を行う。小学校ではルクセンブルク市内の2校、中学校・高校ではルクセンブルク市内の1校を対象とする。教員や学校の工夫を見るとともに、教員の現行制度への意見などインタビュー調査を行う。

### (3) 支援団体 ASTI の取り組み

最大の移民支援団体である ASTI へのインタビュー調査を行う。移民子弟支援の実際の施策、政府への意見、団体と学校との連携などについて調べる。

### (4) 他の西欧多言語地域との比較研究

当初の予定には入っていなかったが、ヨーロッパにおけるルクセンブルクの言語教育政策の独自性と汎用性、また日本へどのような示唆をもたらすかを把握するため、他の多言語地域との比較検討を行う。主に、ヴァッレ・ダオスタ(イタリア)、アルト・アディジェ(イタリア)、アルザス(フランス)を対象とする。

## 4. 研究成果

3年間の研究期間で、3回ルクセンブルクに滞在し、調査研究を行った。

(1)『言語政策』第10号に大澤麻里子氏(東京大学)とともに寄稿した、「複言語教育政策のありかたをめぐって - イタリア・ヴァッレ・ダオスタ特別自治州とルクセンブルク大公国の政策の比較」(雑誌論文)では、ルクセンブルクと同様に2つの公用語と1つの土着語が用いられる(フランス語、イタリア語、フランコプロヴァンス語)、イタリアのヴァッレ・ダオスタ州における言語政策との比較を通して、ルクセンブルクの基本的な言語教育政策の特徴を浮き彫りにした。この2つの地域は、欧州の複言語主義が奨励され、複言語教育の成功例として語られることが多い。一方、移民の増加など社会構造の変化などにもない、それまでの教育制度がうまく機能せず、変更を迫られている点などを指摘した。両地域とも経済的に恵まれ、教員の育成に力を注いでいる点、幼稚園から小学校への連携、継続性が重視されている点などを言語政策とともに分析した。

### (2)『言語文化共同プロジェクト』に寄稿し

た、「ルクセンブルクの今後の識字教育を考えるために - アオスタ、ラディン語地域の現地視察から - 」では、「識字教育とは何か」という観点から、これまで筆者が現場を見てきたイタリア・ヴァッレダオスタ(アオスタ)と同じくイタリア・南チロルのラディン語地域のオルティセイの言語教育(ラディン語地域)を紹介しながら、ルクセンブルクの識字教育、とりわけドイツ語の識字教育の問題点への示唆するもの、応用可能性について考察した。アオスタでは2つの言語(イタリア語、フランス語)、ラディン語地域では3つの言語(ドイツ語、イタリア語、ラディン語)を同時に識字するという方法をとることで、複数の言語を同時に操ることができ、かつ複数の言語の橋渡しができることを目指している。アオスタでは2つのクラスに3人の教員を配置する共同担任制を採用するなどの工夫がなされている。一方ラディン語地域では「ドイツ語・イタリア語均等型バイリンガル教育+ラディン語」の教育のもとに幼稚園時から言語に対する目覚め、意識化を徹底して行っている。ルクセンブルクではドイツ語の上にフランス語を積みかけて習得するというモデルを長年採用しているが、アオスタ、ラディン語地域のようなタイプの学校や教育方法(例えば二言語学校)が提案、模索されながらも採用されるには至っていない。ますます進む教育の矛盾を示しつつ、今後のルクセンブルクの言語教育政策転換の可能性について考察した。

(3) 日本独文学会『ドイツ文学』に寄稿した、「Sprachideologiebildung im multilingualen Land Luxemburg」(雑誌論文)では、筆者が本研究を開始する以前より扱ってきたルクセンブルクにおける言語意識について、言語イデオロギーと国民意識の観点から再考した。ルクセンブルク語に根ざす「単一言語性」の意識と、ドイツ語・フランス語という大言語の運用能力にルクセンブルク人としての根拠を求める「多言語性の意識」について、イデオロギーのぶつかり合いを扱っている。ブルデューの用いた「適法な言語」(langue légitime)を切り口に考察し、今日の言語問題や欧州の言語政策を考察するための道筋としている。

(4) 『言語社会共同プロジェクト』に寄稿した「ルクセンブルクの初等教育における識字教育の問題 - 2014年12月の現地調査を手がかりに」(雑誌論文)では、2014年12月にルクセンブルクの2つの小学校を見学し、調査した報告を兼ねながら、ルクセンブルクの初等教育における識字教育の問題点と現場レベルでの実践や施策を考察している。ルクセンブルクでの日常の言語使用(フランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語を中心に)について紹介し、フランス語の重要性を指摘している。その後、言語教育システム、すな

わちドイツ語を徹底的に習得し始めた後に積みかける形でフランス語を習得するというモデルをとっていることについて紹介している。さらに、ケーススタディとしての調査報告では、ルクセンブルク市内2つの小学校(B小学校、C小学校)での、新しくルクセンブルクに来たばかりの児童のための受け入れクラス(classe d'accueil)およびドイツ語補習のためのクラス(classe d'appui)の事例を紹介した。詳細は次の(4)で紹介している。ポルトガル系の子だけでなく、旧ユーゴスラビアの子たちもドイツ語の習得に苦労するケース、一方で幼少期に英語で教育を受け、しかも第一言語がオランダ語であるオランダ人がドイツ語の識字に全く問題なく入る様子などを記述した。

(5) 『Wie gleich ist, was man vergleicht?』の一部をなす「Die sprachlichen Menschenrechte in Luxemburg von gestern und heute. Eine kleine Notiz im Hinblick auf die Alphabetisierungssprache」(図書)では、言語的人権、もしくは言語権についてその理論的背景を説明し、とくに識字教育と言語の権利についてスクトナブ・カンガス、フィリプソンなどの理論に基づき考察を行った。その後、(3)で言及した2014年に訪問したB小学校、C小学校ケースを紹介した。ここでは特に教員に対するインタビューの結果を掲載している。ここでは実際にドイツ語を教えることの困難や、ドイツ語によってアルファベットを習得するという識字教育制度の破綻を心配する声、ルクセンブルク語によって識字を行うことへの反応などを掲載し、分析を行った。外国人向けのドイツ語教材(DaF)を副教材で用いるなどの工夫が見られた。

(6) 『言語文化共同プロジェクト』に寄稿した、「移民社会の言語政策と言語教育支援を考える - ルクセンブルクのドイツ語教育の実践例から - 」(雑誌論文)では、教育省による統計データを用いながら、外国籍人口の変化とドイツ語による言語教育の問題点を見た上で、意味の子弟に対して現場レベルでどのような支援を行っているのかを見た。ルクセンブルクの人口57万6千人のうち、46.7%に相当する人が外国籍を持つ。そのうちポルトガル人は最多であり、人口の16.1%となっている。2011年の国勢調査によれば、在住ポルトガル人のうち69.0%が小学校もしくは中学校を出たとされる(全人口では34.5%)、23.2%が高校卒業(同35.5%)と、学歴の低さが際立っている。大学進学を前提とする、小学校卒業生の上位30~40%が進学するリセでは、生徒の70.8%がルクセンブルク語を家庭の言語とし、8.3%がポルトガル語と答えている。一方、それ以外の生徒が進学するリセ・テクニクでは、46.3%がルクセンブルク語を家庭の言語とし、31.8%、が

ポルトガル語と答えている（いずれも 2012 / 2013 年）。このことから、言語的背景、出自によって格差が生まれていることがわかる。本研究では国他全体で行われる学力調査についても言及しており、移民の家庭が社会経済的下位に追いやられていることが示唆される。

このようなデータを提示した後に、さらにケーススタディとして中学校・高校の見学についての事例報告を行っている。筆者はルクセンブルク市内のリセ・テクニク 2 校の授業を見学し、教員にインタビューを行うことができた。ルクセンブルクに来て間もない（1～2 年）生徒が集まるクラスや、近年新しく作られた RLS 制度によるクラス（ドイツ語の授業はあるが、他の授業の媒介言語はすべてフランス語）では、ドイツ語の授業において教員はドイツ語で説明を行った後、本来は使用不可のフランス語を用いて解説を行っていたことなど、ドイツ語の理解を高める工夫を行う様子が見られた例などを紹介している。一方、別のクラスでは外国籍を持つもののルクセンブルク生まれの生徒が多く、教科書にも授業言語にもすべてドイツ語が用いられ、それで問題が生じていない様子が見られた。

移民支援団体である ASTI の調査についてもここで報告を行っている。ルクセンブルク政府と学校教育現場ではカバーしきれない分野について、中間的な存在として意義を發揮している。ASTI は Kannernascht（「子どもの巣」の意味）と呼ぶ子ども向けの活動を行っており、補習活動、ドイツ語およびルクセンブルク語習得のための支援プロジェクト、異文化交流活動、子ども新聞、書籍展示、母国の料理紹介などを行っている。さらに ASTI が蓄積したノウハウを、教育関係者とシェアする活動も行っている。また、ドイツへのホームステイプログラムも行っている。このように、ASTI は子どもの教育支援、特にドイツ語の教育支援に力を注ぎ、学校との連携も行っていることがわかる。すなわち、ルクセンブルクの言語政策に応じた社会統合に主眼を置いていることが明らかになった。

（7）『言語社会共同研究プロジェクト』に寄稿した「社会的な不平等の再生産と言語教育」（雑誌論文）では、公表されている各種データを用いながら、ルクセンブルクの教育制度そのもの、そして言語教育制度と不平等の再生産との関わりについて、R. ブードンの例とモデルを用いながら考察した。また、ルクセンブルクの教育制度はそのものが不平等・格差の存在をある程度容認するものとなっているが、そこに移民の存在そしてドイツ語教育が重層的に存在するため、格差が再生産されやすいことが考えられる。現場レベル、言語教育政策決定レベルどちらからも言語的なハンディキャップを少しでも少なくすべく様々な施策がなされているが、格差の

解消にはなかなか至っていない様子を示した。

#### （8）他の成果と今後の課題

現在進行中のパイロット・プロジェクトであるため、まだ研究論文にはしていないが、教育省は新たな施策として 4 歳以下の子どもに対し、ルクセンブルク語とフランス語の二言語による早期教育を行っている。これは教育省に対するインタビューの結果わかったことであるが、今後継続的な調査を行う予定である。

本研究を遂行するにあたり、少なくとも教育のみでは不平等を解決するに至らない現実が明らかになっている。ルクセンブルク国内でさまざまな調査を行っている社会学者の力を借りながら、次々と打ち出される新たな教育政策や施策について、今後も追跡調査を行う必要がある。また、社会経済的な不平等・格差を拡大させないための工夫や実践について、これまで調査を行ってきた場所だけでなく、ルクセンブルク国内の別の地域の学校、教員組合へのインタビュー調査を行うことで地域差や様々な教員の意識を探る必要がある。さらに、ASTI のみならず他の移民支援団体や移民や難民を支援するための政府内の組織についても考慮する必要がある。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

小川敦・大澤麻里子、「複言語教育政策のありかたをめぐって - イタリア・ヴァッレダオスタ特別自治州とルクセンブルク大公国の政策の比較」（調査報告）日本言語政策学会『言語政策』、査読有、第 10 号、pp. 95-122、2014 年

小川敦、「ルクセンブルクにおいてドイツ語は周辺化されるのか - 公用語としての位置づけをめぐって - 」、大阪大学大学院言語文化研究科『言語文化共同研究プロジェクト 2013 批判的社会言語学の展望』、査読無、pp. 45-55、2014 年

Atsushi OGAWA、「Sprachideologiebildung im multilingualen Land Luxemburg - Eine Soziolinguistische Betrachtung zu den 1970er und 1980er Jahren 」、『Neue Beiträge zur Germanistik, Band 13 / Heft 2, Japanische Gesellschaft für Germanistik』（日本独文学会『ドイツ文学』150 号）査読有、pp. 48-63、2015 年

小川敦、「ルクセンブルクの今後の識字教育を考えるために - アオスタ、ラディン語地域の現地視察から - 」、大阪大学大学院言語文化研究科『言語文化共同研究プロジェクト

ト 2014 批判的社会言語学の軌跡』、査読無、pp. 13-22、2015 年

小川敦、「ルクセンブルクの初等教育における識字教育の問題 - 2014 年 12 月の現地調査を手がかりに」、大阪大学大学院言語文化研究科『言語社会共同研究プロジェクト 2014 ドイツ語をめぐる言語社会研究』、査読無、第 2 号、pp. 27-38、2015 年

小川敦、「移民社会の言語政策と言語教育支援を考える - ルクセンブルクのドイツ語教育の実践例から - 」、大阪大学大学院言語文化研究科『言語文化共同プロジェクト 2015 批判的社会言語学の潮流』、査読無、pp. 29-38、2016 年

小川敦、「社会的な不平等の再生産と言語教育 ルクセンブルクの事例から」、大阪大学大学院言語文化研究科『言語社会共同研究プロジェクト 2016 ドイツ語をめぐる言語社会研究』、査読無、第 4 号、pp. 1-10、2017 年

〔学会発表〕(計 8 件)

小川敦、境一三、大澤麻里子、「イタリア・南チロルにおけるドイツ語教育 - ラディン語地域における複言語教育を中心に」、日本独文学会(京都府立大学)、2014 年 10 月 11 日

小川敦、「ルクセンブルクにおける移民のドイツ語識字教育の課題と今後の可能性」、言語教育エキスポ 2015(早稲田大学)、2015 年 3 月 15 日

小川敦、「多様化するルクセンブルクにおけるドイツ語識字教育 - 現場と言語教育政策の関わりから」、日本独文学会(武蔵大学)、2015 年 5 月 31 日

小川敦、「ルクセンブルクの多言語主義政策と言語教育 - 識字教育の視点から」、大阪大学ドイツ文学会(大阪大学)、2015 年 11 月 21 日

小川敦・境一三・治山純子、「フランス・アルザスにおける複言語・複文化能力養成のためのドイツ語(アルザス語)教育」、日本独文学会(獨協大学)、2016 年 5 月 28~29 日

大澤麻里子・小川敦、「イタリア・ボルツァーノ、フランス・ストラスブールにおける教員養成と教員研修」、日本言語政策学会(大東文化大学)、2016 年 6 月 11 日~12 日

小川敦、「ルクセンブルクにおけるドイツ語識字教育の問題点と施策」、京都ドイツ語学研究会(京都大学)、2016 年 12 月 17 日

小川敦、境一三、大澤麻里子、「地域語アルザス語の位置づけと、独仏二言語教育」、言語教育エキスポ 2017(早稲田大学)、2017 年 3 月 5 日

〔図書〕(計 1 件)

Atsushi OGAWA、「Die sprachlichen Menschenrechte in Luxemburg von gestern und heute. Eine kleine Notiz im Hinblick auf die Alphabetisierungssprache」、『Wie gleich ist, was man vergleicht?』、Akio Ogawa 編(Stauffenburg Verlag)、pp. 91-100、2016 年

〔産業財産権〕  
該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小川 敦(OGAWA, Atsushi)

大阪大学・大学院言語文化研究科・准教授  
研究者番号: 00622482

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし

(4) 研究協力者  
なし